

長崎県リサイクル製品等認定制度

長崎県リサイクル製品等認定制度とは

資源の循環的な利用及び廃棄物の減量の促進を図るとともに、リサイクル産業の育成に寄与し、もって循環型社会の形成に資することを目的として、平成20年度に創設した制度で、約200件の認定をしています。

認定を受けた製品等の使用や流通を促進するため、次のような支援を行います。

- 県は、長崎県建設工事共通仕様書に掲載された再生資材を優先的に使用します。
- 県は、ホームページ等で認定製品等を広く広報・PRします。
- 認定事業者は、認定製品に認定マークを表示して販売できます。



申請から認定までの流れ

募集	年 2 回	新規及び更新申請の募集をします
	第1回募集	6月中旬～7月末
	第2回募集	12月中旬～翌年1月末
申請	申請書類	県ホームページよりダウンロードください
	申請窓口	長崎県 県民生活環境部 資源循環推進課
	申請手数料	無料
	工場調査	製品及び工法について、工場調査を実施
審査	認定委員会	有識者で組織する委員会で審査
認定	認定委員会	認定委員会の意見を聞いて知事が認定
	有効期間	3年間
	第1回募集	11月末認定
	第2回募集	3月末認定

お問合せ・申請先

長崎県 県民生活環境部
資源循環推進課
〒850-8570
長崎県長崎市尾上町 3-1
TEL : 095-895-2373
FAX : 095-824-4781
Mail : s16100@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県 認定リサイクル 検索



※QRコードは、(株)デンソー
ウェブの商標登録です。

<再生加熱アスファルト混合物>

(12 社 62 品目)



<再生路盤材>

(62 社 85 品目)



<地盤改良材>

(2 社 3 品目)



<建設汚泥改良土>

(2 社 2 品目)



<再生砂>

(17 社 18 品目)



<再生土砂>

(13 社 15 品目)



<その他のリサイクル製品（汚泥発酵肥料）>

(1 社 2 品目)



<その他のリサイクル製品（シュルナーズ基質）>

(1 社 1 品目)



<リサイクルシステム（事業系古紙リサイクルシステム）>

(1 団体 1 システム)

事業所等から排出される古紙（コピー用紙、シュレッダー紙、新聞、雑誌・雑紙、段ボール等）を、共同で回収することにより製紙原料として確実にリサイクルするシステム

